

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

広島県知事	広島県知事が任命する職員
広島県公営企業管理者	広島県公営企業管理者が任命する職員
広島県病院事業管理者	広島県病院事業管理者が任命する職員
広島県議会議長	広島県議会議長が任命する職員
広島県選挙管理委員会	広島県選挙管理委員会が任命する職員
広島県代表監査委員	広島県代表監査委員が任命する職員
広島県人事委員会	広島県人事委員会が任命する職員
広島海区漁業調整委員会	広島海区漁業調整委員会が任命する職員
広島県内水面漁場管理委員会	広島県内水面漁場管理委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。